

伊勢原市ふるさと納税推進業務
公募型プロポーザル実施要領

1. プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、伊勢原市ふるさと納税推進業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

伊勢原市ふるさと納税推進業務

(2) 業務目的

ふるさと納税推進業務について、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品管理、返礼品公募等を委託することにより、事務の効率化や利便性の向上を図るとともに、ふるさと納税制度を通じて、伊勢原市の魅力発信及び寄附金の増収を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「伊勢原市ふるさと納税推進業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日(令和5年2月予定)から令和6年3月31日まで

※令和5年4月1日から運用開始できるように、準備を進めること。

3. 参加資格要件

企画提案書等を提出しようとする者は、参加表明書提出時において次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) ふるさと納税業務のノウハウを有し、国または他の地方公共団体と本業務に類似した業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (4) 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号)に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和3・4年度伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

(7)伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者でないこと。

4. スケジュール (予定)

内容	期日
公募開始	令和4年10月20日(木)
参加表明書の提出	令和4年11月4日(金)
質問事項の締切	令和4年11月10日(木)
質問事項の回答	令和4年11月14日(月)
企画提案書類の提出	令和4年11月18日(金)
第一次審査(書類審査)※1	令和4年11月30日(水)
第一次審査結果通知	令和4年12月2日(金)
第二次審査(プレゼンテーション)※2	令和4年12月16日(金)
結果公表	令和4年12月下旬

※1 提案事業者が5者を超える場合は、第一次審査(書類審査)のうち、上位5者を第二次審査の対象として選定するものとする。

※2 日程の詳細については、第二次審査の対象となる提案事業者へ別途通知する。

5. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を令和4年11月4日(金)17時までに電子データ(PDF形式)を電子メールに添付し送付すること。また、後日、原本1部を郵送または持参すること。期限までに電子データの送付がない場合は参加の意思がないものとみなす。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1) 1部
- ② 会社概要(様式2) 1部

(2) 提出先

伊勢原市企画部財政課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所4階

電話: 0463-94-4862(直通) FAX: 0463-93-2689

電子メールアドレス: zaisei@isehara-city.jp

(3) 辞退の場合

参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。
なお、既に提出がされた書類については、返却は行わない。

6. 企画提案書の作成について

(1) 作成要領

- ① 企画提案書の用紙サイズは A4（縦横不問）とし、様式や装丁は指定しない。
- ② 仕様書及び別紙の評価基準の内容を踏まえた企画提案を行い、次に挙げる事項については必ず記載すること。
 - ア) 業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイントについて記載すること。
 - イ) 本市のふるさと納税業務における課題及び課題解決のための手法を記載すること。
 - ウ) 寄附者からの問合せやクレーム等に対する業務体制(支店の所在やコールセンターの設置等)及び対応方法について、詳細に記載すること。
 - エ) 本市の特性を踏まえた返礼品の開拓方針及び既存の返礼品に対する寄附の増加に向けた取り組みについて、具体的な方法を記載すること。
 - オ) 返礼品取扱事業者の受注管理や発送関連業務等にかかる負担を軽減する取り組みや、返礼品取扱事業者からの相談に応じられる体制について記載すること
 - カ) API 自動連携が可能なふるさと納税ポータルサイトの情報及び本市のふるさと納税の特性を踏まえ、地方税法第 37 条の 2 及び総務省告示第 179 号(平成 31 年 4 月 1 日告示)に掲げる返礼品経費割合基準を考慮した上で、特に寄附の増収が見込まれるポータルサイトの情報（上位 5 サイト以内）。
 - キ) 委託料や送料についての説明。
- ③ 他のふるさと納税代行業者に対して、自社の優位性について記載すること。
- ④ 仕様書に記載する業務内容以外の業務について追加提案することができる（企画提案書の該当箇所にその旨を明示すること）。
 - ア) お礼状・受領証明書・ワンストップ特例申請書の発送業務が可能である場合は、その内容。
 - イ) その他本業務の達成のため、仕様書に記載する業務内容以外の業務。
- ⑤ 専門用語を多用しない等、わかりやすさ、読みやすさに努めること。

(2) 無効となる企画提案書等

次の企画提案書等は、無効とする。

- ① 3 に定める参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

7. 見積金額について

見積金額は、必要となる経費を算定根拠がわかるように見積もること。本プロポーザルにおける見積もり限度額は寄附額 8,000 万円の 5%(消費税及び地方消費税を除く)を上限とする。様式は任意とし、寄附額を 8,000 万円/年と仮定した場合の 1 年間の見積金額とすること。なお、見積金額には返礼品代金及び返礼品配送料、並びに消費税及び地方消費税を含まない。

また、上記見積金額とは別に、伊勢原市に負担が発生する経費について、算定根拠がわかるように参考事項として付記すること。

《参考事項としての記載項目例》

- ・返礼品配送にかかる料金表（配送種別・サイズ・距離等）。

- ・仕様書以外に提案ができる業務について、オプション契約となる場合は、その業務内容と見積金額を算定根拠がわかるように記載すること。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

順番	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案書（任意様式）	正本1部・副本9部	パンフレット、イメージ図等の添付可
②	業務受託実績（様式4）	正本1部・副本9部	正本にのみ法人等団体の名称を記載し、副本には団体名や事業者を特定できるマーク等は表記しないこと。
③	業務実施体制（様式5）		
④	作業工程表（任意様式）		
⑤	見積書（任意様式）		

(2) 提出期限

令和4年11月18日（金）17時を提出期限とする。

なお、期限までにそれぞれの書類の提出がない場合は、参加申込みを辞退又は取り下げたものとみなす。

(3) 提出場所

伊勢原市企画部財政課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所4階

電話：0463-94-4862（直通） FAX：0463-93-2689

(4) 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、(2)の提出期限まで必着とする。

9. 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和4年11月10日（木）17時までに所定の質問票に（様式6）に要旨を簡潔に記載し、次の電子メールアドレス宛てに送信すること。

<電子メールアドレス> zaisei@isehara-city.jp

なお、件名は「伊勢原市ふるさと納税推進業務質問書（事業者名）」とすること。

- (2) 質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問者に電子メールで回答するとともに、伊勢原市ホームページに掲載する。

10. 審査及び選定方法等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、本市において伊勢原市ふるさと納税推進業務選定委員会(以下、「選定委員会」)を設置する。

(2) 第一次審査では企画提案書及び見積書について、また、第二次審査では企画提案書及び見積書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙により定める項目を審査する。その上で、第一次審査及び第二次審査の合計得点が最も高い事業者を契約候補者とする。

(3) 第一次審査について

提案事業者が5者を超える場合は、選定委員会による企画提案書及び見積書に基づく書面審査を行い、上位5者を第二次審査の対象とし、令和4年12月2日(金)に結果を通知する。なお、提案事業者が5者以下の場合は、第一次審査による選定は行わない。

(4) 第二次審査について

企画提案書及び見積書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は、参加申込みを取り下げたものとみなす。

① 第二次審査実施予定日

令和4年12月16日(金)

※ 詳細は後日改めて通知する。

② プレゼンテーションの実施要領

・出席者は1事業者3名以内とする。

・実施時間は事業者当たり40分を予定(説明20分以内、質疑応答20分以内)

・事前に提出した書類に基づく説明を行い、追加資料等の配布は行わないこと。

(5) 現在、本市が運用しているポータルサイト(ふるさとチョイス・ふるなび・JRE MALL ふるさと納税・セゾンのふるさと納税・ふるさと納税ニッポン!)との連携が可能な場合は、点数を加算するものとする。

(6) 最高得点数が同じ場合は出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

(7) 審査結果は、審査終了後すみやかに参加者全員に対し書面により通知するとともに、市ホームページに掲載する。

11. 委託契約の締結

(1) 選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、契約候補者と企画提案書に基づき協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約候補者が正当な理由無く契約を締結しないとき、若しくは協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次点の事業者を新たな契約候補者として選定する。

12. その他留意事項

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は、原則として返却しない。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。

(4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、伊勢原市情報公開条例(平成13年伊勢原市条例第4号)に基づき提出書類を公開する。なお、本プロポーザルの契約候補者の選定に影響が出るおそれがある情報については、契約候補者を選定した後に公開する。